

関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科
会計専門職専攻（アカウンティングスクール）
入学試験 出願資格

I. 会計プロフェッショナルコース

次の【1】に該当する者。

II. 会計リカレントコース [注:2026年4月より「リカレントコース」から「会計リカレントコース」に名称変更します]

次の【1】に該当する者で、かつ【2】（入学までに3年以上の実務経験を有する）に該当する者。

※入学までに3年以上の実務経験を有する方は会計リカレントコースへの出願となります。

注:「卒業見込」とは秋学期入学生は入学する年の9月までに、春学期入学生は入学する年の3月までに卒業する見込みであることを指します。

【1】次のいずれかに該当する者

（1）入学までに①～⑨のいずれかの条件を満たす見込みの者。

①大学を卒業し、学士の学位を有する者

②大学改革支援・学位授与機構（旧大学評価・学位授与機構）により学士の学位を授与された者

③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

④外国において、学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本研究科において認めた者

⑤外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑥我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑦外国の大学その他の外国の学校（注1）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（注2）により学士の学位に相当する学位を授与された者（平成28年文部科学省令第19号）

⑧専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑨文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

注1 教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限ります。

注2 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって上記⑦の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含みます。

注3 ③～⑤いずれの場合も学士学位を取得していない場合は該当しません。

（2）個別の入学資格審査により、大学卒業と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、かつ入学までに22歳に達する者。

【2】入学までに3年以上の実務経験を有する者。

（注意事項）

- 出願資格の有無について疑問がある場合は、出願開始日の1ヶ月前までに必ず本研究科事務室にお問い合わせください。
- 出願資格（1）の④及び（2）により受験を希望される場合は、申請書類を出願開始日の2週間前までに提出していただく必要がありますので、出願開始日の1ヶ月前までに本研究科事務室にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】：関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科事務室

TEL : 0798-54-6572

E-mail : iba@kwansei.ac.jp